毎月１日・15日発行

区政報告

発行日：平成２５年５月１日（水曜）
発行所：品川区議会公明党
住　所：品川区広町２-１-３６議会棟５階

区議会スケジュール

今後の区議会スケジュールは…

平成２５年第１回臨時会
５月２８日（火）

平成２５年第２回定例会
６月２７日（木）～７月１１日（木）

区議会ホームページで、本会議の代表質問、一般質問、区長の施政方針および予算特別委員会、決算特別委員会の総括質疑の様子などが見られます。品川区議会ホームページから「インターネット録画中継」を選んでください。

不燃化10年プロジェクト
不燃化特区先行実施地区
【品川区東中延一･二丁目、中延二･三丁目地区】
整備プログラム概要が決まりました

東京都は、震災等で甚大な被害が想定される木造密集地域のうち、地域危険度が高いなど、特に改善を図るべき地区について、区からの提案を受け、昨年８月に１１区１２地区を不燃化特区制度の先行実施地区とし、品川区は東中延１・２丁目、中延２・３丁目が先行実施地区として指定を受けました。

その後、区と都が連携して作成してきた各地区の整備プログラムがまとまり、認定されました。

区域内の老朽木造住宅の建て替えや未接道敷地の解消などで、不燃領域率を現状の４６％から７０％まで引き上げる目標で取り組みます。

【コア事業】
（防災街区整備事業）
・検討組織の活動支援
・事業促進のための現況測量を実施
・権利者に対する生活設計の相談体制の充実
・複雑な権利関係へのサポートなど

詳しくは
東京都ＨＰで、
「木密地域不燃化
１０年プロジェクト」
を検索

【問合せ先】
東京都都市整備局
市街地整備部
防災都市づくり課
☎5320-5144

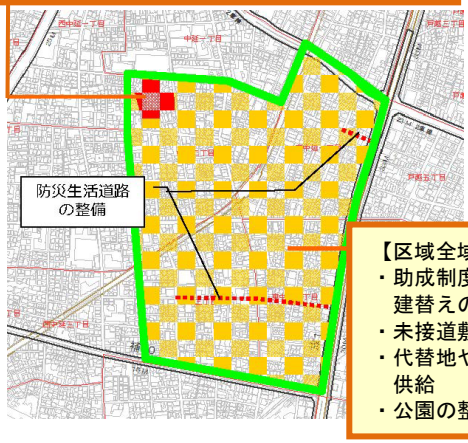

【区域全域における取組】
・助成制度の拡充による除却建替えの促進
・未接道敷地の解消促進
・代替地や従前居住者用住宅の供給
・公園の整備

シナガワ博士の
区議会講座【特別編：ネット選挙】

ねぇねぇ博士～。最近ニュースで「インターネット選挙」ができるようになったって言ってるでしょ？それってどういうことなの？

それは「インターネットを使った選挙活動」をしても良くなったということなのですよ。
選挙のやり方などのルールを決めた「公職選挙法」という法律が改正されることになったのですよ。

ふ～ん。でもインターネットって言っても電子メールとかホームページとか色々あるでしょ？最近ではツイッターとかフェイスブックとかもあるし…。

今までは、選挙運動期間中にインターネットのホームページやブログを書き換えて情報発信したり、電子メールを使って投票のお願いをしたり、といったことができなかったんですが、この法律が変わることで、選挙運動期間中も、★ホームページなどのウェブサイト（ブログ、動画サイト、ツイッター・フェイスブック・ラインなどのＳＮＳを含む）で情報発信ができる★電子メールを使って有権者に投票をお願いできる（発信できるのは候補者と政党のみ）などといったことができるようになりますよ。

なるほど～。
でもさー、インターネットって顔が見えないでしょ？だから、ニセモノの人が候補者のふりをしてウソの情報を書いたり、悪い人が候補者の悪口とかウワサを書いたりしちゃうかもしれないよ～！

もちろん、そういうことも考えて、なりすましや、候補者の悪口などがインターネット上で見つかった場合はすぐに削除する制度や、なりすましをした人に対しての罰金を取るなどの決まりを定めました。

それなら安心だね。
じゃあ、前にくらべて選挙運動はいろんなことが自由にやりやすくなるのかなぁ？

あくまでも、選挙運動でのインターネットの利用を解禁するものです。例えば、インターネットの画面を紙にプリントしたものを配布することは禁止されていますし、候補者が直接みなさんの家に訪問して投票のお願いをする（戸別訪問）ことは引き続き禁じられています。しかし、ネット選挙解禁は６０年も昔に決められた法律を見直して、時代にあった選挙を行えるようにしよう！という動きのきっかけになると言えるかもしれませんね！

よーし！じゃあボクもおこづかいの金額を見直してもらえるようママにお願いしてみようっと！

品川区プレミアム商品券完売！

４月１５日より販売が開始された「品川区プレミアム商品券」は好評のうち完売しました！

毎回大人気の商品券、次回は秋の発売が予定されています。また、今回の商品券の**使用期限は平成２５年８月３１日（土曜）まで**ですので、お気を付け下さい。

商品券を使って、区内の経済を盛り上げましょう！

http://shoren.shinagawa.or.jp/

お気軽に、ご意見･ご感想をお寄せください。

■議会控室：広町２－１－３６品川区役所議会棟５階
■電話：０３－５７４２－６８１７
■ファックス：０３－３７７４－３３６６
■Ｅメール：info@shinagawa-komei.org
■ＨＰ：http://www.shinagawa-gikaikomei.org/